

令和8年10月から

子ども医療費助成制度が無償化になります



令和8年10月診療分から、子ども医療費助成制度を拡充し、外来診療（保険診療分）の窓口負担が無償化されます。

対象者

上毛町に住所があり、健康保険に加入している高校生世代までの児童

※ただし、婚姻している場合や高校生などが医療保険各法の規定による扶養から外れた場合は、助成の対象となりません。

新しい医療証をお送りします

受給者全員に、有効期間および自己負担金の内容を変更した新しい医療証を郵送します。

現在お持ちの医療証は、10月以降は使用せずご自身で破棄してください。



問 長寿福祉課 福祉医療係 ☎ 72-3188(内線217)

「こうげキエーロ」でごみの減量にチャレンジしませんか

「こうげキエーロ」は、家庭から生じる調理くず、食べ残し等の生ごみを、土、風、太陽光など自然の力を利用して分解し、消滅または堆肥化する処理器です。

- 土に埋め、土の中のバクテリアにより生ごみの分解を進めるもので中身がほぼ増えません。
- 土とよく混ぜ合わせることで臭いが抑えられるためハエが寄ってきにくいという利点があります。

燃えるごみの約40%は生ごみと言われています。この機会に、家庭でごみの減量にチャレンジしてみませんか。

■自己負担額 1基 5,000円

※申し込みにより先着順で製作します。予定数量に達し次第受付を終了する場合があります。

■募集対象者 以下のいずれにも該当する方

- (1)住民票が上毛町にあり、現に居住していること。
- (2)キエーロを良好に維持管理できること。
- (3)キエーロ使用に関するアンケート調査などに協力できること。

申問 住民課 住民福祉係 ☎ 72-3116(内線142)



助成内容

令和 8 年 9 月 診 療 分 ま で				
年 齢 区 分	自 己 負 担 額			所 得 制 限
	入 院	通 院	調 剤	
3 歳 未 満	無 料	無 料	無 料	無 し
就 学 前				
小 学 生				
中 学 生				
高 校 生				
		500 円 / 月		

令和8年10月診療分から				
年齢区分	自己負担額			所得制限
	入院	通院	調剤	
3歳未満	無料	無料	無料	無し
就学前				
小学生				
中学生				
高校生				

日本年金機構などの職員を装った不審な訪問者や電話などにご注意ください！

全国各地で、「日本年金機構」や「社会保険庁」もしくは「厚生労働省」などの職員を装った訪問者から、現金を搾取される事件が起きています。

また、銀行口座番号や家族構成、預貯金額などの個人情報盗み出そうとする電話や不審なサイトへ誘導しようとするメールも確認されています。

その他にも「年金関係の書類を配達できない」などと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの個人情報を入手しようとする電話があったという事例が報告されています。



怪しいと感じたら

相手の名前や所属、電話番号や要件を確認し、怪しいと感じたら、訪問者は自宅内に入れない、電話は一旦切るなど、一人に対応しないように注意し、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

問 小倉南年金事務所 ☎ 093-471-8873
住民課 住民福祉係 ☎ 72-3116(内線142)

町営住宅入居者募集

入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込みください。

団地名・場所	新池団地(上毛町垂水1764)	1戸
募集戸数	緒方団地(上毛町緒方387-1)	1戸
家賃	所定の算出方式による	
入居予定日	10月1日(木)	

■入居者の決定方法 選考または抽選

■申込受付期間 9月15日(火)まで
8:30~17:15(土、日を除く)

■入居者資格

(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
※高齢者、障がい者世帯、中学生以下の子どもがいる世帯の場合は、収入月額214,000円以下
2. 収入月額が158,000円以下であること。
※収入月額=(世帯全員の年間総所得-扶養家族の諸控除等)÷12ヶ月
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む。)

申問 住民課 住民福祉係 ☎ 72-3116(内線147)

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

老齢基礎年金を新規に請求する方や既に基礎年金を受給されている方で、年金生活者支援給付金の受給権が発生すると見込まれる方には、日本年金機構から事前に通知が届く予定です。

受給するには年金生活者支援給付金請求書の提出が必要ですので、忘れずに手続きしてください。



支給要件

■老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

- ・65歳以上の老齢基礎年金受給者
- ・世帯全員の市町村民税が非課税
- ・前年の公的年金等収入額とその他の所得額の合計が909,000円以下であること。

■障害年金生活者支援給付金

- ・障害基礎年金受給者
- ・前年所得額が4,794,000円以下(扶養親族等の数に応じて増額)

■遺族年金生活者支援給付金

- ・遺族基礎年金受給者
- ・前年所得額が4,794,000円以下(扶養親族等の数に応じて増額)

問 小倉南年金事務所 ☎ 093-471-8873

電気柵設置における安全対策

平成27年7月、静岡県でシカよけのために設置した電気柵による感電死亡事故が発生しました。電気柵を設置するときは、感電または火災のおそれがないように設置することとされており、次の点に注意する必要があります。

- ①危険である旨を人が見やすいように表示すること。
- ②出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。
- ③30ボルト以上の電源から電気を供給するときは、漏電遮断器を設置すること。
- ④開閉器(スイッチ)を設置すること。
- ⑤適切にメンテナンスを行うこと。



問 産業振興課 農政係 ☎ 72-3151(内線189)